慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	資本家の覚醒
Sub Title	
Author	松本, 芳夫
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.1 (1920. 1) ,p.100- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200101-0100

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資本家の覺醒

松本芳夫

昨年十一月號の三田評論誌上において、「少壯派の勢力」なる一章を紹介したるヴアンダーリップの「戰後の歐洲」(What Happened to Europe から、更に他の一章を紹介する。最近勞働問題は、日本の社會においても最も重大なものの一つとして論議さるるに至つた。けれどもこれに對する資本家乃至政府局者の意見態度には、首肯し難き點が甚だ多い。ことに彼等の態度と次ぎに紹介する英國資本家のそれとの間に存する逈隔の余りに甚しきに驚かざるを得ぬのである。勿論これは兩者の經濟狀態の相違に基くは事實であるけれども、更に兩者の人生觀上の相違にあることをも認めねばならぬ。而して一切の改造の根據を心靈の改造に置かねばならぬ以上、勞働問題解決の如きも、資本家並びに勞働者兩者の心靈の改造より始むべきである。この點において次ぎの英國資本家の態度の如きは、現時の日本一般資本家をして大いに反省せしむるに足るであらう。

英國資本家の態度の變化して自由になつたことは、余の極めて重大なるものとして喫驚するところである。これを說明するには、余が第一流の某資本家となした會見談を記憶するままに述べるのが、恐らく最もいい方法であらう。この紳士はその生涯を通じて、多くの勞働者團體に關し博い經驗を有してゐる。その勞働問題についての意見は非常に興味あるもので、所論は大要次の如くであつた。

「戰爭の意義を豫知するものは誰もなかつた。ことに戰爭が社會的革命を、人間の精神的活動の革命を、並びに人類相互の關係を尊重する見解の變化を意味しつつあつたことを豫知したものは、恐らく一人もないであらう。しかし今吾々は、すでに完成されたる產業革命をもつて戰爭から出んとしつつあることを漸く知るやうになつたのである。

「余は勞働對社會の關係について、余自身の意見を概說してみたい。まづ吾々が承認せねばならぬ五大原則がある。その第一は最低賃銀制である。もし、勞働が商品でなく、商品として最早や取扱はるべきものでないことを知るならば、國家の法律において相當の最低賃銀を規定することの正當であることを知るであらう。而してこの最低賃銀とは、普通の人間が結婚をなし、家族を養育し、不慮の事變に對する相當の餘剩額を殘し得る賃銀を意味するのである。余はあらゆる產業に關して商務局が準則を設定すべきであると信ずる。そしてそれは來るべき五年間において設定されるだらうと思ふ。それをこまかい所まですつかり作り上げることは、經驗と實驗との問題であるけれども、五年間においては、假令形にあらはすことができぬにしても、とにかく原則を設け、而して理論上この原則を產業生活の種々の狀態に適用して、結局、自己の本分をつくし得る普通の人間が、すべて期待し得るところの一定の最低賃銀に到達し得る道程に至らねばならぬ。

「基本賃銀の如何なるものかを理解した以上は、それを眞に最低賃銀とみねばならぬので、それを一般賃銀額とみてはならない。特殊の熟練若くは特殊の產業に對する報酬如何といふことは、市場の掛引に十分任していいと思ふ。それ故最高賃銀を決定せんとするのは、非常な誤りである。それはすべての進步を阻害する。特殊な技能や氣力を有するもの、或は勤勉なるものを保護するために、この基本的賃銀以上を支拂ひ得る自由が、資本家に與へられねばならない。余は食糧生產事業に從事してゐるが、余の工場においては、男子に對する現在の最低賃銀は一週五十五志である。

「或は言ふかも知れぬ。外國との競爭のため若

くは其他の理由により、最低賃銀を支拂ふ能はざる産業が存在することがあらうと。公平に調べてみて、もしそれが實際であつたとすれば、それに對して『産業を棄てつちまへ』と答ふればいい。もし産業が、存立し能はざる經濟的基礎に立ち、又余の概説したる生活標準に對する根本的必要に相應しき賃銀を支拂ふ能はざる經濟的基礎に立つのならば、かかる産業の消滅するのが國家にとつて幸である。

「第二の重要點は時間問題である。余自身は、一週四十八時間が恐らく正當であらうと信ずる。しかし現在余の關係せる産業においては一週四十四時間である。その時間を如何に分割するかは、これを勞働者に任してあるが、彼等は仕事を四日間は九時間づつ、一日は八時間に分けて、土曜日は全然自由にしてある。しかしこの分割は良くないと思ふ。これによつて短時日の仕事の利益と、その短時日の仕事から生ずる良好な生産の利益とを失ふのである。それで時間の配當は、五日間八時間づつ、土曜日四時間とすべきであると思ふ。しかし勞働者の考は余の考とは相違してゐる。吾々は勞働者をして五日間に一週間の仕事全部をなさしむる方法には贊同できぬけれども、とにかく實驗をしてゐるのである。

「第三は、勞働者に對して失業保險が與へられねばならぬことである。しかしこれは現在英國において行はれてゐるが如き方法によつて完成さるるものではなく、勞働者と資本家との出資によつてなれる失業保險基金によつて完成さるべきである。英國の失業狀態は、或點において合衆國の失業狀態と全く異つてゐる。即ち英國においては勞働の大移動といふことは名義上存しない。例へば吾々の工場においては、三千人の少女を雇用してゐるが、これらの雇用人の平均喪失は一年三百人以下である。吾々の經驗によると、彼等が工場に雇はれる時は無經驗者である。そして婦人は結婚するまで留つてゐる。

「失業の狀態も産業の異なるに從つて異り、又同じ産業においても、時期の相違によつて非常に異なるであらう。かかる事情により、一方においては專ら被雇人と雇人との出資によつて相當の保險基金が作られねばならぬけれども、又産業と國家とが協調をして責任を普及せしめ、而して各産業をしてその産業内のすべての失業に對し全責任を帶ばしむることのなきやうにしなければならぬと信ずる。現在の失業支出金はあまり多額ではないけれども、勞働者と資本家とが基金に捐金しない時に耐へ忍はねばならぬ額よりは多いのである。

「現在吾々の大いに憂へて居るところは、失業者の數であるが、しかしそれはあまりたいした多數ではない。而して失業によつて生じたる結果は、失業の强行せられてゐる時期において、國民の良心が個人に對する責任を覺醒したといふこと、そしてかかる責任感によつて、失業者の數が始めて明かに吾々に知られるやうになつたといふことである。從來も失業は殆んど常に生じたのであるけれども、吾々はその失業の範圍を知ることができず、失業者に對して國民的責任を感じなかつたのである。戰前の數年間は、平均して失業は勞働人員の五パーセントであつて、その失業の大部分は、勞働者の如何ともなし得ざる窮境に基いてゐた。失業者に對して何の用意もなき失業狀態は、從來吾々が明かに理解しなかつた方法で、全産業狀態に反應するのである。勞働人員の五パーセントの失業者を有し、而もその失業者を救濟すべき手段を有しな

いならば、あらゆる産業は消費的需要の不足を感ずるのである。しかるにもし完全な一般失業保險が存在するならば、社會の失業者の割合が、依然産業の生産品に對して有勢な需要を促す位置にあるであらう。從つて相當の失業保險組織が實際の失業を減ずるに至ることは明かである。この問題全體についてなされたる最もいい研究は、サー・ウイリヤム・ベーベリッヂの「失業」といふ書である。もし勞働者と資本家と國家とが、あらゆる勞働者に對して各一週間六ペンスを出資するならば、失業保險として各勞働者に對し、少くとも一週二十五シリングを支給することができる。

「余は最も重大なる或る結果が、完全な失業保險計畫から生ずると信ずる。失業者を相當に保護するには、多額の金を要することを知る以上、吾々は失業調節に大いに努力したい。

「第四は、勞働者の産業支配を一層增大せしむることである。英國の勞働者は、最早や賃銀奴隷として存在するを欲しないと決心してゐる。彼等はその從事せる事業の工業的部分の經營に關與せんことを欲し、而してそれを恩惠として受くるにあらずして、權利として得けんことを欲してゐる。

「余は、勞働者が産業に關して何を欲するかといふ彼等の心事を正當に理解したいとねがつてゐる。勞働爭議の實際の舞臺において、單に勞働者と反對の椅子に腰をかけてゐるのみでは、彼等の心事を理解することはできない。それで余は單に余自身の經營せる産業に從事せる人々のみならず、一般勞働者に接せんことを大いにつとめてゐる。余は週の終りに勞働代表者と相會し、人と人との關係の如き問題について相論じてゐる。而して余はこの勞働代表者を各種の

産業から選出してきて、相會合して問題を論ぜしめてゐる。この會合は餘り簡單でなく、又形式的のものでないので、問題の中心を得るに失敗するけれども、この會合はかくの如き勞働者との關係によつて、彼等の心事を實際に知り得る評議である。余は田舍の旅館に宿つて、この週末會議を勞働代表者の大團體と共にするのが常である。而してその結果は最も良好であつた。

「第五の最後の階段は、勞働をして事業の利益に實際にあづからしむることであつて、これは資本主義的制度をして革命の危險から脫かれしめる最低の價格である。勞働の利益と資本の利益とが相一致するとの意味の說が甚だ多いけれども、それは全然空言である。勞働の利益と資本の利益とは一致するものではない。資本と勞働との分離において勞働の收得し得らるるものをすべて得んとするのが勞働の常然の目的であつて、これは資本と勞働との利益の分離において、資本の收得し得らるるものを一切得んとするのが、資本の目的であるのと同一である。實に産業をして破産せしむるに至るほど、勞働の利益と資本の利益とが相反するのである。それ故産業の利益を勞働と資本とに如何に分配するかといふことは、あらゆる問題中の最も困難なるものである。

「余自身の意見では次の如き方法で處理したい。先づ産業の純益に對して、二つの明確な要求代價がある。即ち(一)勞働に對して、生活し得らるる賃銀を支拂ひ、(二)資本に對して最低の利得を得させるのである。かくて勞働が基本的賃銀を受け、資本が最低の利得を得たる後は、一切の利益はこれを資本勞働の兩者に分配すべきであつて、余の意見ではそれは平等に分配せ

られねばならぬ。

「もし現在の社會制度を救ふべきであるならば、吾々はこの方面について或る解決的方案に達せねばならぬといふことが明かである故、余は愼重にこの問題を研究してゐるのである。勞資協調の全範圍における困難の一は、產業の所有主及び管理者が自分の日常の事務に夢中になつて、問題を實際科學的に研究するの時間を有しないといふことである。余はこれを知るが故に、最も有能なる知人の一人で、經驗のひろい、知力のすぐれた法律家を雇つた。彼は今余自身の事業におけるこの特殊問題の研究に、すべての時間を費してゐる。

「現在の社會制度を救ふべきであるならば、余のここに指示したる如き純然たる讓歩をなさねばならぬと、余は深く信じてゐる。余は最近サー・ロバート・ホーンと對談して彼れに告げた。

『君は一時的手段を求めてゐるのですか？　たゞ一時的手段を求め、單なる姑息手段を欲してゐるとすれば、君は失敗しますよ。君に勸告したいことは、最も强固な勅任委員を任命して、ぼくの述べた五原則の最後の二點、即ち產業支配における勞働者の關與と勞働をして事業の實際の利益にあづかり得せしめる方法とを審議せしむることです。ぼくは委員が資本勞働兩者の最も有力なる代表者よりならんことを望み、又委員法の決定されんことを希望します。』

「余の指示したる勞働に對する讓歩をなすための計畫を行ふ場合、勞働の自由を保證することに留意せねばならぬ。勞働者が一產業から他の產業に、一雇用から他の雇用に自由に轉職し得るといふことは、勞働者にとつての大なる財產である。

「余は勞働者の不平が、產業の管理者に對してよりも、むしろ監督に對してあることを知つた。勞働者は、監督が往々口喧屋であること、監督の選まれ方の良くないこと、監督が指導の方法を知らぬ人々からとられてゐること、彼等が指導せずして驅使によつて効果を收めんとしてゐることを感じてゐる。余はこの意見の正當なることにいたく感じたので、余の關係せる產業においては、先づ勞働會議、即ち勞働代表者に監督の氏名を呈示せずして、監督を任命することはしない。吾々は任命せんと欲する監督の氏名を呈示して、勞働代表者がそれに對して何といふかをきき、その忠言を傾聽する。勿論最後の決定は常に吾々にあるのであるけれども、吾々は勞働者自身の言に多くの注意を拂つてゐる。

「勞働者の欲するものは、ホワイトレイ委員會報告以上の遙かに進んだ或物である。彼等は產業の技術的狀態の實際の支配を欲し、その支配が所有主と同等ならんことを欲してゐる。

「余の友人で、この社會問題に深甚の興味をもち、勞働の要求に公平に當らんとする余の意向と願望とをよく知れる人が、最近余の工場を訪れた。可なり根本的に視察を遂げたる後、余の友人は工場における勞働者の間におびたゞしき不安のあるに喫驚した。友人はこの不安の原因をさぐつて、終に「監督」といふ一言の中に、すべての困難をこめてしまつた。

「產業の實際の所有主の考が如何に自由であらうが、又所有主がすべての勞働に對して滿足できる境遇をつくらんことを如何に望まうが、監督の冷酷のために吾々が妨げられてゐたことがわかつた。それで吾々はかかる狀態の改善につとめだした。吾々は監督に對して講義を始めた。百二十人の監督のために週末學校を設けて、彼等に狀態の諸相について講義した。彼等の或

者は、二十年間の工場の經驗よりも、この會合の一においてより多くの監督法を習び得たと吾々は語つた。吾々は勞働者をして素直に語り得る自由を感せしめんがために、他の產業から勞働代表者をとり、彼等をして勞働者の見解から監督について語らしめた。この結果、監督の態度が著しく改善され、ついで勞働者の態度が改善された。しかし實際の方面においては、吾々が管理をしてゐるのだと信ずる。吾々は勞働者の願望に餘りに重きを置くといふ誤りをしてゐない。產業に無政府狀態を起さしめてはならない。勞働者はよく彼等自身の見解に誤ることがある。けれどもかういふことがわかる。もし勞働者が自己の關係せる產業狀態に發言權を有することを感ずるならば、他から課せられる規則よりも一層有效な規則を、彼等自身で發達せしむるであらう。人々は專制政治より許されなかつた支配狀態を、民主主義から得るであらう。

「今日の狀態においては、產業の所有主はその收得してゐる純益に關して勞働者に言明しやうとはしない。けれども產業の財政狀態の素直な言明が、もしそれが勞働者によつて信ぜらるるならば、賃銀を低廉にする方法、若くは產業を增大ならしむる方法いづれかの協力を生むに至る時がある。例へばダンヂーの黃麻工業を見よ。戰前の狀態において、印度における生產費よりも一噸六磅の高價で生產し得られたものが、今日においては印度で生產するよりも、ダンヂーの方が一噸十八磅の高價になつてゐる。而してその結果は、この工業のみで四萬五千人の人々が失業に陷つたのである。もし彼等が工業の財政狀態を明かに理解したのなら、彼等の協力はそれを救ひ得なければならなかつたのである。

しかるに困難は、彼等が賃銀値上げのためにストライキをしたる時、もし彼等の要求通りの增額が承認さるるならば、工業は閉鎖の止むなきに至るであらうとのことを度々きかされたことである。かくてストライキの武器によつて彼等は增額を強要した。而も工業はいつもの如く運轉して行つた。從つて賃銀增額を支拂ひ得ざる工業の言明に對して、常に勞働者が、『あなたは以前にもさう言つたけれども、吾々は賃銀値上げを得、あなたは又從來の如く運轉して行つた』と言つて答へるのは、不自然でないのである。

「もし勞働者がよりよき分配を強要するならば、その結果資本は國內から去つてしまうだらうといふ主張が屢々なされる。多くの人々は余の考へてゐるやうな利益分配の方法が實行さるるならば、資本が他國に流動して「產業が破壞さるるだらうと信じてゐる。しかし余はかく信じない。例へば、現在十四パーセントの利益をあげてゐる產業をとれ、もし勞働者と協定をして投資された資本に對し六パーセント支拂ふたとすれば、その殘餘は資本と勞働とに分配さるるのである。この協定において、資本は十パーセントを得るわけであるが、しかしそれは短時日の間だけであつて、結局以前の如く十四パーセントの利益、否二十パーセントの利益を得、そしてそれは勞働者も滿足して分配したる資本の分前となるだらうと思ふ。

「今日國家の頭腦は疲れてゐる。約七千人を雇用せる工場においては、仕事は恐らく百人足らずの頭腦で指導されてゐる。しかしもし七千人全體の精神が產業問題に從事するが如き協調がつくり得らるるならば、又すべての勞働者が少くともこの問題の或る部分を聰明に理解し、彼等が自己の勞働境遇に滿足することによつて

すべてが喜んで勢力と精神とを産業の福利のために注ぎ、そして事業の結果に對し正しき關係を有することを感ずるならば、資本にとつても勞働にとつても利益は現行制度のもたらし得るものより遙かに大であらう。先づ産業生活をしてかかる境遇に適應せしむる國家は、又産業的人民の肉體並びに精神を、そのなさるべき仕事に注ぎ入れる國家は、他の國民よりも遙かに進歩して、人々は、社會が現行制度に耐へ得ることを怪むほどになるであらう。

「勞働者の側に不滿の存するかぎり、産業に充分の生産の起り得やう筈がない。水流はホワイトレイ委員會報告の所論よりも更に深く流れてゐる。全國民の頭腦を改造せよ。人々をして勞働境遇に滿足してゆける産業に從事せしめよ。しからば吾々は實際産業界に革命を起すであらう。しかもその革命は從來得たことのないやうな有利な結果をもたらすであらう。」

勞働組合の歸趣

野村兼太郎

一

あらゆる人類はすべて自己の天賦の才能を充分に發揮することを其の理想とする。換言すれば各人は完全に自己を主張することを必要とする。故にある一つの階級が自己を充分に主張せんが爲めに他の階級の自己主張を全然抑壓するやうなことがあれば、後の階級即ち自己の天資を充分に發達させることの出來ない階級に屬する者は彼等自身の自我の覺醒と共に前者に對して叛旗を飜さゞるを得ない。そは人類として當然の行動である。即ち如何なる者も少くとも其の天賦の才能を發揮すべき機會は平等に與へられねばならぬ。勿論彼等各個人の才能は優劣淺深互に相異つて居る。故にすべての者は平等なりと思惟することは出來ない。唯淺ければ淺いなりに各自の才能を發揚すべき機會だけは公平に與へられなければならぬ。即ち各人は人格の自由を保持し、各々最も適せりと思惟する途を選擇する機會を有すべきである。然るに現在に於て斯の如き自由を有せぬ階級として勞働者階級がある。即ち前述せる後の階級に屬する者であつて、當然前者——現在にあつては資本家階級に對して叛旗を擧ぐべき筈のものである。而して斯の如き鬪爭の手段として資本家に對して勞働者の自由平等の特權を保持せんが爲めに、こゝに勞働組合なるものを組織するに至る。勞働組合の當面の目的が雇傭條件の維持若しくはその改善であるにしても、例へば實際問題として勞働時間の短縮、賃銀の値上げ等を說へることが直接の目的であるにしても、若しそれが前述の狀態を改良することが出來ず、依然として自己主張の自由が與へられないとするなら、勞働組合は完全に其の目的を果したとは云はれない。

我が國に於ては未だ公然と勞働組合を認可して居ない。恐らく近き將來に於て許容されることゝ思ふ。然し乍ら斯の如きはこゝの問題ではない。勞働組合の當否は現在に於ては問題ではないのである。こゝに論ぜんと欲する所のものは、現在歐米諸國に於て發達せる勞働組合は如何なる歸趣を有すべきであるか。少くとも若し勞働組合にして上述せる目的を有するものとするならば、如何に發展すべきやに就てゞある。斯の如き議論は當然人生の意義如何の問題と密接なる關係を持つ。然し乍らこゝには先づ唯當